

第16号議案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）等の改正に伴い、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例（平成12年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4建築の部21の項の次に次のように加える。

21 の2	建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	28,000円	認定申請のとき。
----------	---	-------------------	---------	----------

別表第2の4建築の部24の項の次に次のように加える。

24 の2	建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円	許可申請のとき。
----------	---	------------------	----------	----------

別表第2の4建築の部25の項事務の欄中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同部27の項の次に次のように加える。

27の2	建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円	許可申請のとき。
------	---	--------------------------	----------	----------

別表第2の4建築の部37の項名称の欄及び38の2の項名称の欄中「建築される」を「おいて建築等をする」に改め、同部39の項事務の欄中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築」を「建築物の新築又は増築等」に改め、同項名称の欄中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定」に改め、同項額の欄中「(一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同部39の2の項事務の欄中「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「建築物の新築又は増築等」に改め、同項名称の欄中「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等」に改め、同項額の欄中「(一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同部55の項額の欄を次のように改める。

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について14の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査を行う部分が含まれる場合においては当該部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項

又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)

1 申請に併せて区長が指定する者(以下「適合性確認機関」という。)が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

一 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。) 4,700円

二 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)

(1) 住戸の部分(人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。)

(一) 建築物の総戸数が1戸のもの 4,700円

(二) 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 9,400円

(三) 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの 16,000円

(四) 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 27,000円

(五) 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 45,000円

(六) 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 82,000円

(七) 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの 131,000円

(八) 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの 170,000円

(九) 建築物の総戸数が301戸以上のもの 185,000円

(2) 共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)

(一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,300円

(二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 16,000円

(三) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円

(四) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円

(五) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円

(六) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円

(七) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円

(3) 非住宅の部分(住戸の部分及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。)

(一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,300円

(二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 16,000円

(三) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円

(四) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円

(五) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1

- 0,000平方メートル以内のもの 126,000円  
(六) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円  
(七) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円

三 一及び二以外の建築物

- (1) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 9,300円  
(2) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 16,000円  
(3) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円  
(4) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円  
(5) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円  
(6) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円  
(7) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円

2 1以外の場合

一 一戸建て住宅

- (1) 誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）をいう。以下同じ。）による場合 21,000円  
(2) 誘導仕様基準以外による場合 35,000円

二 共同住宅等

(1) 住戸の部分

(一) 誘導仕様基準による場合

- イ 建築物の総戸数が1戸のもの 21,000円  
ロ 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 39,000円  
ハ 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの 56,000円  
ニ 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 80,000円  
ホ 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 120,000円  
ヘ 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 182,000円  
ト 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの 261,000円  
チ 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの 340,000円  
リ 建築物の総戸数が301戸以上のもの 390,000円

(二) 誘導仕様基準以外による場合

- イ 建築物の総戸数が1戸のもの 35,000円  
ロ 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 69,000円  
ハ 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの 97,000円  
ニ 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 137,000円

- ホ 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 197,000円
- ヘ 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 283,000円
- ト 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの 385,000円
- チ 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの 508,000円
- リ 建築物の総戸数が301戸以上のもの 600,000円

(2) 共用部分

- (一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 109,000円
- (二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 138,000円
- (三) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 180,000円
- (四) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 280,000円
- (五) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 359,000円
- (六) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 429,000円
- (七) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 500,000円

(3) 非住宅の部分

- (一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 242,000円
- (二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 300,000円
- (三) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 384,000円
- (四) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 546,000円
- (五) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 670,000円
- (六) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円
- (七) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 900,000円

三 一及び二以外の建築物

- (1) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 242,000円
- (2) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 300,000円
- (3) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 384,000円
- (4) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 546,000円
- (5) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 670,000円

- (6) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円
- (7) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 900,000円

別表第2の4建築の部56の項額の欄を次のように改める。

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について14の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査を行う部分が含まれる場合においては当該部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）

1 申請に併せて適合性確認機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

一 一戸建て住宅 3,300円

二 共同住宅等

(1) 住戸の部分

(一) 建築物の総戸数が1戸のもの 3,300円

(二) 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 6,600円

(三) 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの 11,000円

(四) 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 19,000円

(五) 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 32,000円

(六) 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 58,000円

(七) 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの 93,000円

(八) 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの 122,000円

(九) 建築物の総戸数が301戸以上のもの 134,000円

(2) 共用部分

(一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 6,500円

(二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 11,000円

(三) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円

(四) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,000円

(五) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 88,000円

(六) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 112,000円

(七) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円

(3) 非住宅の部分

- (一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 6,500円
- (二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 11,000円
- (三) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円
- (四) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,000円
- (五) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 88,000円
- (六) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 112,000円
- (七) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円

三 一及び二以外の建築物

- (1) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 6,500円
- (2) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 11,000円
- (3) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円
- (4) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,000円
- (5) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 88,000円
- (6) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 112,000円
- (7) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円

2 1以外の場合

一 一戸建て住宅

- (1) 誘導仕様基準による場合 15,000円
- (2) 誘導仕様基準以外による場合 18,000円

二 共同住宅等

(1) 住戸の部分

(一) 誘導仕様基準による場合

- イ 建築物の総戸数が1戸のもの 15,000円
- ロ 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 27,000円
- ハ 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの 40,000円
- ニ 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 56,000円
- ホ 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 85,000円
- ヘ 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 128,000円
- ト 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの 184,000円
- チ 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの 241,000円
- リ 建築物の総戸数が301戸以上のもの 278,000円



- (二) 誘導仕様基準以外による場合
  - イ 建築物の総戸数が1戸のもの 18,000円
  - ロ 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの 37,000円
  - ハ 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの 52,000円
  - ニ 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの 74,000円
  - ホ 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの 108,000円
  - ヘ 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの 159,000円
  - ト 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの 221,000円
  - チ 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの 291,000円
  - リ 建築物の総戸数が301戸以上のもの 342,000円

(2) 共用部分

- (一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 57,000円
- (二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 72,000円
- (三) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 96,000円
- (四) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 156,000円
- (五) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 205,000円
- (六) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 247,000円
- (七) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 290,000円

(3) 非住宅の部分

- (一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 123,000円
- (二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 154,000円
- (三) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,000円
- (四) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 290,000円
- (五) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 361,000円
- (六) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 427,000円
- (七) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 491,000円

三 一及び二以外の建築物

- (1) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 123,000円
- (2) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 154,000円

- (3) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,000円
- (4) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 290,000円
- (5) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 361,000円
- (6) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 427,000円
- (7) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 491,000円

別表第2の4建築の部60の項額の欄を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について14の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）（法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。）（共同住宅の申請の場合（誘導仕様基準以外による場合に限る。）の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。）（共同住宅の申請の場合（誘導仕様基準による場合に限る。）の手数料の額は、共用部分の額を加算しない。）（省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び省令第10条第1号イ（1）の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）を用いて評価する方法をいう。以下この項及び61の項において同じ。）による場合とみなして算出した額とする。）

1 申請に併せて法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

- 一 一戸建て住宅 5,100円
- 二 一以外の建築物

(1) 住宅部分

- (一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円
- (二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円
- (三) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円
- (四) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

81,000円

(2) 非住宅部分

- (一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
9,700円
- (二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
16,700円
- (三) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
27,100円
- (四) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
80,400円
- (五) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの  
128,000円
- (六) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの  
161,000円
- (七) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの  
201,000円

2 1以外の場合

一 一戸建て住宅

(1) 誘導仕様基準による場合

- (一) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの  
20,000円
- (二) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの  
22,000円

(2) 誘導仕様基準以外による場合

- (一) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの  
34,400円
- (二) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの  
38,400円

二 一以外の建築物

(1) 住宅部分

(一) 誘導仕様基準による場合

- イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
38,000円
- ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
66,000円
- ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
118,000円
- ニ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの  
179,000円

(二) 誘導仕様基準以外による場合

- イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの  
69,100円
- ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの  
116,000円
- ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの  
196,000円
- ニ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの  
281,000円

(2) 非住宅部分

- (一) モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準

的な建築物及び屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下61の項において同じ。)による場合

イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,100円

ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,700円

ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円

ニ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円

ホ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 309,000円

ヘ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円

ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 435,000円

(二) 標準入力法等による場合

イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 227,100円

ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 284,400円

ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円

ニ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円

ホ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円

ヘ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円

ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円

別表第2の4 建築の部61の項額の欄を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について14の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について14の4の項又は14の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）(法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、60の項の規定により算出した額とする。)(共同住宅の申請の場合(誘導仕様基準以外による場合に限る。))の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。)(共同住宅の申請の場合

(誘導仕様基準による場合に限る。)の手数料の額は、共用部分の額を加算しない。)(省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。)

1 申請に併せて法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

一 一戸建て住宅 3,700円

二 一以外の建築物

(1) 住宅部分

(一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6,900円

(二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,000円

(三) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 32,000円

(四) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 57,000円

(2) 非住宅部分

(一) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6,900円

(二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 11,800円

(三) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円

(四) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円

(五) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円

(六) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円

(七) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 141,000円

2 1以外の場合

一 一戸建て住宅

(1) 誘導仕様基準による場合

(一) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円

(二) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 15,000円

(2) 誘導仕様基準以外による場合

(一) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 24,200円

(二) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 27,000円

二 一以外の建築物

- (1) 住宅部分
  - (一) 誘導仕様基準による場合
    - イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26,000円
    - ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 46,000円
    - ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 83,000円
    - ニ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 125,000円
  - (二) 誘導仕様基準以外による場合
    - イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 48,500円
    - ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,000円
    - ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,000円
    - ニ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 197,000円
- (2) 非住宅部分
  - (一) モデル建物法による場合
    - イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 61,100円
    - ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 77,600円
    - ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円
    - ニ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円
    - ホ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円
    - ヘ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 260,000円
    - ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 305,000円
  - (二) 標準入力法等による場合
    - イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 159,100円
    - ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 199,200円
    - ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円
    - ニ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円
    - ホ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 453,000円
    - ヘ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 535,000円
    - ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 610,000円

別表第2の4建築の部62の項額の欄中「(住宅部分の床面積の合計により算出した額及び非住宅部分の床面積の合計により算出した額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。)」及び「一の建築物の」を削り、「(仕様基準」の次に「(省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下同じ。)又は誘導仕様基準」を加え、「第1条第1項第2号イ(1)(i)及び」を「第1条第1項第2号イ(1)及び」に、「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に、「仕様基準(省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下同じ。)による場合」を「仕様基準又は誘導仕様基準による場合」に、「第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(ii)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に、「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、「(三)仕様基準」の次に「又は誘導仕様基準」を加える。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の4建築の部21の項の次に1項を加える改正規定、同部24の項の次に1項を加える改正規定、同部25の項の改正規定、同部27の項の次に1項を加える改正規定並びに同部37の項、38の2の項、39の項及び39の2の項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第68号）の施行の際、現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の認定を受けている又は同法第53条第1項の規定による認定の申請がなされている低炭素建築物新築等計画の同法第55条第1項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の東京都台東区手数料条例（以下「旧条例」という。）別表第2の4建築の部56の項の規定は、なおその効力を有する。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第67号）の施行の際、現に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項の認定を受けている又は同法第34条第1項の規定による認定の申請がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第36条第1項の規定による変更の認定の申請については、旧条例別表第2の4建築の部61の項の規定は、なおその効力を有する。